

## 会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)	川西市個人情報保護審議会(第63回)		
事 務 局 ( 担 当 課 )	総務部情報政策課内線(2331)		
開 催 日 時	令和元年6月14日(金)午後6時00分～午後8時00分		
開 催 場 所	本庁舎4階庁議室		
出 席 者	委 員	井上会長 橋本副会長 梶谷委員 恩地委員 武内委員 松尾委員 佐師委員 丸山委員 藤田委員 以上9名 (欠席:梅野委員)	
	実施機関	(市民環境部 産業振興課) 千葉課長 大島課長補佐 (市民環境部 市民課) 夏目課長 (総務部 市民税課) 藪内課長 梅原課長補佐 (健康増進部 健幸政策課) 松本課長 佐藤課長補佐 (健康増進部 国民健康保険課) 綿越課長 (健康増進部 医療助成・年金課) 武富課長 (福祉部 介護保険課) 福丸課長	
	事 務 局	木村参事兼課長 足立課長補佐 越智主査 梅田	
傍 聴 の 可 否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会 議 次 第	1 会長あいさつ  2 審議事項 諮問第58号 プレミアム付商品券交付事務における個人情報の目的外利用について 諮問第59号 健幸マイレージ効果分析事務における個人情報の本人外収集及び目的外利用について		
会 議 結 果	諮問第58号案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。 諮問第59号案件については、意見付きで、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。		



<p>会 長</p>	<p>市民課長の夏目でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>市民税課長藪内と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>市民税課長補佐をしています、梅原でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速、本日の諮問案件につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。 まず、諮問第58号「プレミアム付商品券交付事務における個人情報の目的外利用について」実施機関の担当者から説明をお願いします。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>それでは、諮問第58号「プレミアム付商品券交付事務における個人情報の目的外利用について」、ご説明をいたします。</p> <p>プレミアム付商品券発行事業につきましては、内閣府が発出する「プレミアム付商品券事業実施要領」に基づいて実施するものでございまして、法令の規定に基づく事務にはあらず、かつ、対象者を特定するために必要な個人情報を目的外利用するものであるため、お諮りさせていただくものでございます。</p> <p>利用する個人情報につきましては、市民課の住民情報及び市民税課の税情報を、わたくしども産業振興課が保有いたしますプレミアム付商品券の専用システムに取り込みを行い、対象者へ通知する帳票の発行や、各対象者情報の管理を行ってまいります。</p> <p>まず事業の概要について、お配りしておりますチラシを基にご説明いたします。</p> <p>この度実施します、プレミアム付商品券発行事業は、10月からの消費税率の引き上げが消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、非課税者と子育て世帯主向けに、市内の店舗で10月から来年の2月末までの期間に使用ができる、プレミアム付商品券を発行するものでございます。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>対象者は、非課税者分として、今年度の住民税が課税されていない方となります。ただし、課税されている人に扶養されている人、生活保護受給者などを除きます。</p> <p>なお、この生活保護受給者でございますけど、通知を行う対象者の特定に生活保護受給者の情報も利用するのでありますけれども、これは、生活保護及び支援給付の業務を適正に実施するという、生活保護業務の目的の範囲内で実施される個人情報の利用であると認識しており、今回の諮問の対象とはしておりません。</p> <p>また、子育て世帯分としては、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子様がいる世帯主に、この期間のお子様的人数分が発行されます。</p> <p>なお、この非課税分と、子育て分の両方に該当する方につきましては、両方に該当するものとして、商品券の購入ができることとなります。</p> <p>商品券の金額につきましては、25,000円分の商品券を、20,000円で購入でき、最大5,000円分のプレミアムが付与されることとなっております。</p> <p>次に、当事業の事務の流れについてご説明いたします。</p> <p>まず、非課税者分につきましては、氏名、住所などの住民情報と、税情報を利用して、住民税が課税されていない人に対して、通知を行います。通知の内容としましては、当制度の概要と対象者にあたる場合には、申請書の提出をするように、案内をいたします。この申請書を提出した方について、該当するかどうか審査を行い、その後、購入引換券の発行を行います。</p> <p>子育て世帯主分につきましては、該当する期間に生まれたお子様の世帯主あてに、購入引換券を発行いたします。</p> <p>このように、発行した購入引換え券をもって、対象者が市内店舗や市役所で販売する商品券を購入する、という流れになってまいります。</p> <p>以上の手続きの中で、対象者への通知を行うにあたっては、対象者を特定する必要がありますが、本事業は法令の規定に基づく事務にはあらず、事前に同意を得る方法もないことから、対象者を特定するために必要な個人情報を目的外利用しようとするもの</p>

# 審 議 経 過

(No. 3)

	<p>です。</p> <p>次に、個人情報の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>個人情報を利用するにあたっては、利用する個人情報について、業務の目的の範囲内でのみ使用し、第三者への提供を行わないこと、利用する個人情報について、紛失、毀損、漏えいが起こらないように厳重に管理をいたします。</p> <p>また、本事業の実施のため、電算システムを利用しますが、電算システムを利用するにあたっては、担当者に、IDやパスワードを付与し、かつ、ICカードによる2要素認証を行いまして、使用者の操作履歴を残すようにいたします。</p> <p>また、サーバーは、施錠・入退室管理のされたサーバールーム内に設置をいたします。</p> <p>端末につきましては、プレミアム付商品券の事務を行う専用室に設置をいたしまして、立ち入りは、その当該職員のみであり、使用時間外は、施錠をいたします。</p> <p>以上の安全管理措置の徹底をいたします。</p> <p>また、当システムはインターネット等の外部ネットワークには接続していません。</p> <p>電算システムの運用について、業者に委託を行います。委託事業者につきましても、市と同等の水準で個人情報保護を求めるとともに、委託業務が完了した時点で、個人情報を破棄するものとして、委託を行います。</p> <p>以上で説明は終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。</p>
会 長	<p>どうも、ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>冒頭の説明であったんですけどね。このプレミアム商品券の使用可能期間は10月から2月末と、おっしゃられましたけど、本当は3月末までなんでしょ。</p>
実 施 機 関	<p>川西市におきましては、10月1日から2月末を使用期間として運用をいたします。</p>
委 員	<p>と言いますと、このパンフレットに書かれている、4番目の商品券を使用する所には、2020年3月31日までの間、となっているのですが、これ、おかしくないですか。</p>
会 長	<p>その裏には、市町村で定める期間と書いてあります。</p>
委 員	<p>あ、書いていますね。</p>
会 長	<p>10月1日から3月31日までの間で、市町村で定める期間。そこで、川西市は2月末まで。</p>
実 施 機 関	<p>はい、おっしゃるとおりです。</p>
委 員	<p>分かりました。</p>
会 長	<p>子育て世帯の方ですが、この情報を集めて、産業振興課から、購入引替券を送られるという事ですか。</p>
実 施 機 関	<p>はい、おっしゃるとおりです。</p> <p>我々の方で、住民情報システムから対象者を抽出いたしまして、その対象者に対して、購入できる引換券をお送りする、という流れになります。</p>
委 員	<p>非課税者に対しましては、調べた上で、申請書をお送りするという事になるんですね。</p>

## 審 議 経 過

(No. 4)

実 施 機 関	はい、おっしゃるとおりです。
委 員	<p>子育て世帯の方は、申請不要となっておりますけれども、市外から転入されて来た方達というのは、どのくらいまでの期間の方が対象になるんですか。</p> <p>もう、ギリギリまででしょうかね。例えば、転勤などで来られた方の子供さんは、どういう形で対象とされるのか。</p>
実 施 機 関	もし、前の市町村などで、既に購入券を購入され、使われていなければ、それを川西市内で使えるように、ということになってまいります。
委 員	分かりました。
委 員	前の市町村で購入引換券を既に購入したということは、川西市の方では、どのように把握するのですか。
実 施 機 関	購入引換券の中で、購入された場合、商品券を残り25,000円分まで手元に持ってらっしゃいますので、残りについて、その分が使える、というところで、こちらの方にお申しいただかなくては分かりませんので、お問い合わせがあれば、そこで、その方は他市から市内に転入している方、という確認の上、使えるように対応したいと考えています。ただ、やり方については、今後、細かな調整を図っていく必要があるかというふうには考えています。
会 長	購入引換券って、いつ送ることになるのですか。
実 施 機 関	今の予定では、9月・10月・11月。予定では、3回に分けて送る予定にはしております。
会 長	その間に転入してきた方も、チェックを入れることになるのですか。
実 施 機 関	そうですね。チェックしていかないと、その方が対象になっているかどうか確認しないことには分かりませんので、随時チェックはかけてまいります。
委 員	この場合、予算の総額ですよ。ここの金額。これは、人数が集まってから予算の計上って形になるのですか。
実 施 機 関	予算につきましては、この事務費について、全て国が100%補助をするという内容になっておりまして、ひとまずは、国が算定した金額が、各市町村に配分される予定になっています。ただ、その中で予算がもし不足する等の事態になってきた場合は、国が手当てされる、という風になっている、ということです。
委 員	使用期間内に転出された方が、転出先の自治体の方で、同様な物を購入されようとしたとき、転出先の自治体の方から、「購入実績ありますか。」という問い合わせが、仮に川西市にあった場合、これは回答とかされるとかということになるんですか。
実 施 機 関	この購入引換券の使っている状況の把握の方法については、国が示している様式になりますと、5冊の商品券が買えるようになっていまして、いくつ買ったのかということ、販売された、買った場所で押印するような仕組みになっておりまして、例えば、3つ買った人は、3つ押印されているので、川西からあと2つ買えますよ、ということで、その購入引換券の分をお渡しすると、そういう流れになります。
委 員	承知いたしました。

# 審議経過

(No. 5)

委員	ちょっと、変な質問かもしれませんが、その商品券の使い道というか、店舗というか、そういったところは、不特定多数のお店で、利用できるのですか。
実施機関	利用できる店舗につきましては、川西市では、川西市内の店舗なんですが、商品券を使える店舗を、これから募集をかけていく、という段取りになっております。
委員	その募集された結果を、川西市として審査されるわけなんですか。
実施機関	まあ、全ての店舗で使えるわけではございませんので、例えば、たばこを買うとか、何かのサービスを受けるようなものは、基本使えないようになっております。よくある小売店なんかで、物を購入する、といったイメージで使えるようなものになっておりますので、それらは特に問題はないであろうというふうに、我々は認識しております。
委員	ちょっと、私が思ったのはね。今回されようとしているのは、非課税の方々と子育ての世帯とか、言ってみたら若年層の方やね。そういった方が対象になっている中では、お医者さんとか医療関係といったところに利用したいなあ、という思いもあるんじゃないのでしょうか。
実施機関	そうですね。ただ、国の方針の中では、医療機関では、それを使うことはできない、ということになっているんです。
委員	ちょっと気になるのですけどね。これは引換券をもって、買いますよね。それって、転売されるのかなあ、と、ちょっと不安になりますね。結局買って、ちょっと高い目に売るとか、懸念されるのかな、と思うんですけど、そういう対策とか、考えられておられるのですか。
会長	それは、法律で規制されますから。商品券を含めた、チケットの転売についての規制は、今度の法律で施行されますので、売ったら、お縄になって、罰金か、拘留されますので。
委員	それでも、分からなければいいじゃないかという話...
会長	その辺は、見たら分かるんじゃないか、という気がしますけどね。
実施機関	そうですね。おそらくプレミアム付き商品券だと分かるような、商品券になりますので、金券ショップに並ぶことは、通常考えられないのではないかと、いうふうには思っております。
委員	安全管理措置の個人情報のプレミアム専用室というのは、9月、10月、11月の3ヶ月間、専用室ができるのですか。どこか小さな部屋ですか。
実施機関	会議室1室を専用の部屋として利用いたしまして、今の予定では、6月の下旬頃から12月末まで、そこを専用の部屋にする、ということになっております。
委員	全員で何人でしたっけ。
実施機関	今のところ、あくまでも予定ですが、正職員で5名、臨時職員で2名、委託業者で最大5名。
会長	課税証明に関しましては、一回で終わると思うんですけど、出産というか、子育て世帯

## 審 議 経 過

(No. 6)

	<p>については、転入・転出のある関係で、先ほど言われた、11月末ぐらいまでは、ずっと動かし続けなければならないってことなんですか。</p>
実 施 機 関	<p>我々は、そう認識しております。9月末までの生まれた方が、今回の対象となってまいりますので、それらについて、ギリギリまで、出生届等も含めまして、確認の上、お知らせするという事になってまいります。</p>
会 長	<p>10月15日以降に新たな出生届が出てくるとは思えませんが、またお金がかかってしまいますからね。転入・転出に関しては、随時改めて、ということですね。 他に何かございますでしょうか。</p>
委 員	<p>個人情報の目的外利用については、本人以外には通知しないということなんですけど、まだ全体のことがよく分かっていないのですが、子育て世帯については、届けたときに、何か一言添えてたらいんじゃないのかなと、思ったんですけど、そんな現実的ではないほど難しいというのは、どういうタイミングがあるのか、と思ったんですよ。</p>
実 施 機 関	<p>本人通知の話でしょうか。利用する個人情報の、本人への通知につきましては、当事業で抽出を行う必要がある個人情報のデータは、市民全体となりますことから、対象者が大変多数に及びますので、本人通知を行うことは、かなり難しいことであろうというところから、今回は通知を省略しようと考えております。</p>
委 員	<p>目的外利用をしているのは、対象者にならない人も含めて、全員が対象になっているので、全員通知するのは難しい。</p>
実 施 機 関	<p>おっしゃるとおりです。</p>
会 長	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
委 員	<p>商品券を購入する場合、本人確認書類ということになっていますが、どういう物を持ってきなさいとか、例えば健康保険証を持ってこいとか、本人確認のために、運転免許証とか持っている方は、それでいいんでしょうけど、そのへんは、どのような物を持って行ったらいいかとか、そういうことは、</p>
実 施 機 関	<p>今のところ、よくおっしゃられるように、もし運転免許証持っていらっしゃったら、そういった物でありますとか、健康保険証あるとか、マイナンバーカードであるとか、そういった物を想定はしております。</p>
委 員	<p>本人確認書類ってことで、子育て世帯なんかは、世帯主、お父さんの方に名前で行くと思うんですけども、その購入券は、奥さんが買いに来る場合も、いけるってことですか。</p>
実 施 機 関	<p>いけるようにはしております。</p>
委 員	<p>その時に、奥さんの本人確認書類は必要。どういう形になるのですかね。</p>
実 施 機 関	<p>本人がやはり来られない場合というのがありますので、そこは今、もう少し詰め切れていない所もございます。色々事例も聞きながら、最終的に、本人確認をどのようにしていくのか、もう少し詰めていく必要がある、というように認識しております。</p>
会 長	<p>購入の会計の所に持って来て、免許証と同じような物を持ってきたら、なかなかノーとは言えないですよ。</p>

## 審 議 経 過

(No. 7)

実 施 機 関	<p>そうですね。国の方からも、出来るだけ簡素な方法で本人確認を取りなさい、という通知が出ていますので、厳密に顔と名前が一致しなくてはいけない、ということまで、何か指針が示されているものはございません。</p>
会 長	<p>そういう関係で、子育て世帯で、世帯主さんの名前は分かるけども、例えば、配偶者であるとか、名前は分からない形での、情報の引き出し方はあるのですか。シングルマザーでしたら、自分が世帯主でいい、となるのですけど。</p>
実 施 機 関	<p>それは、商品券を購入される際の。</p>
会 長	<p>購入される際の、本人確認の時ね。例えば、妻ですと。苗字も一緒に、引換券もありますよ、と言って出されたら、もうそれで売っちゃう。</p>
実 施 機 関	<p>その辺りは、先ほどご質問もありましたように、もう少し調整を要する所かなとは、我々は考えておりますので。</p>
会 長	<p>これ、利用する個人情報、要するに、世帯主さんの氏名しか、分からないんですよ。</p>
実 施 機 関	<p>家族全員書いてあるのは、非課税分…。子育て世帯分は、世帯主…。</p>
会 長	<p>だけですよね。</p>
実 施 機 関	<p>いずれにしても、代理の方が来られたときにつきましては、やはり妻だけでなく、非課税の方でも、例えば、たまたま病気をされていたとか、怪我をしていたとか、考えられますので、その辺り、内部でももう少し詰める必要がございます。今、確定的な部分は、まだ、我々も色々調整する所がございまして、もう少しここは調整を図っていかなくてはならない所かな、というふうには考えております。</p>
会 長	<p>少なくとも、現段階においては、非課税分は、市民税課にあります非課税者の名前、名簿等をもらうということと、子育て世帯については、3歳未満がいる世帯主の住所と名前はもらう、ということで、とりあえず動かす、ということですか。</p>
実 施 機 関	<p>それでいいです。</p>
事 務 局	<p>データとしては、対象者の方について、その世帯が対象になるか、ならないか、というのが、分からないケースも出てきますから、一応、全件がセットされています。 ただし、送るときに対象者から抽出する、というのは、非課税という基準がありますので、基準どおりに全件データから絞ったやつを送付するという形になるのと、それと、もう一つ、(申請書が)返ってきたときに、もしかすると、所得情報が変わっているケースがありますので、決定処理を流すときに、当然、(所得を)確認するという作業が出てきます。 システムが想定しているのは、あくまでそこまでの範囲(での個人情報の利用)となりますので、商品券の交付時の話になってきますと、ちょっとまたフェーズが違うというふうに、ご理解いただきたいのですけど。</p>
会 長	<p>まあ、そうなんですけど、利用する個人情報の内容で、氏名、住所、生年月日、続柄、世帯主という、これを書いてあるので、これだけで、とりあえず動かす、ということなんです。というのを、伺っているのですが、本人確認と別にね。とりあえず、今回諮問で、目的外利用で入手して使うデータはこれだけだ、ということでもいいのですね。</p>

## 審 議 経 過

(No. 8)

実 施 機 関	はい、おっしゃるとおりです。
会 長	他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、他にご質問無いようですので、この58号諮問案件につきましての、実施機関からのご説明を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。
	--(実施機関担当者 退席)--
会 長	それでは、この諮問案件につきましてご審議いただくわけでございますが、条例第10条第1項第4号の規定にあります、個人情報の目的外利用について、実施機関から説明受けて、ご自由にご意見等、お出しいただければと存じます。
委 員	委員の質問だった、対象者の所。返事は、ザックリ全員ってことでしたっけ。なんか渡しすぎという感じはないのですか。絞れないのですか。絞ることは不可能。
会 長	システム上のチェックをするんですよね。
事 務 局	システム上のチェックをした上で、となりますけど。
委 員	システム上も、ギリギリのところ全員。
事 務 局	ただ、ちょっと申し訳ないのですが、非課税という基準のときに、本人さんが訂正の申告を出されていて、というケースも、当然ありますから、その担当で、この人は絶対対象にならない、と確信を持たたら別ですけど、税の所で聞かなければ分からない、というケース、タイムラグの問題もございますので、そこはちょっと勘弁いただきたいと思います。
会 長	非課税者って、そんなに多いのですか。
事 務 局	多いと思いますが...私どもも把握してないのですが....
委 員	まあ、色んなケースが出てくるでしょうね。途中で課税されるとか、また、生活の支援を途中で受けられるとかね。
事 務 局	そうですね。
委 員	言った場合は適用されないから。
事 務 局	そうですね。当初申告されていなくて、途中で申告される方も、やはりおられますので、そのときは、市民税課で手続きされていますけれども、もし国税申告されていたら、申告書の回ってくるのが遅いという問題もございますので、それまで実態が分からないケースは、市民税課にお聞きして、実際どうなの、というのを、判断していただくことになると思います。そのときは、手入力で所得情報を入れないと、決定処理が出来ないというようになってしまいますので、そういう問題もございます。
委 員	途中で、申告等で非課税になれば、対象となる、ということですね。
事 務 局	そうですね。決定の処理をするまでは、そうなるとは聞いております。おそらく、申請を出した時点と、決定するまでの期間のタイムラグが出ますので、もう一度所得取り込みをして反映させる、という形を、今は想定しております。
委 員	対象者の抽出作業というのは、市民課とか市民税課で行うのですか。それとも、産業

# 審議経過

(No. 9)

	<p>振興課の方で行うのですか。</p>
事務局	<p>データを出す作業と取り込む作業は、実は分けていまして、あくまでもデータを出す、という作業は、既存システム側になりますので、そこまで対象者の項目を絞らせていただいて、データを出す、というのは、予算的には産業振興課が持っているのですが、契約書の方は情報政策課の方で作らせていただいて、中身をチェックして出す形と、システムの方は、産業振興課の方が契約されますので、そちらの方に取り込んでいただく形となっております。</p>
会長	<p>他にございませんでしょうか。 ま、こういう事業をやる、というのを国が決めて、自治体が大体負担を負うと。今までのパターンといえばパターンですね。</p>
委員	<p>大変な作業ですね。抽出とかね。</p>
委員	<p>それから、これが問題なのは、購入券を購入しますよね。購入可能期間が20年の2月ごろまで、いつまで使える、というのがありますよね。この場合は、2月末ごろまで、ではなくて、いつまでとは、はっきりした日にちは出るのですか。2月何日までに使わないと…。</p>
会長	<p>2月末まで。</p>
事務局	<p>そこは産業振興課でないと分からないので…。</p>
会長	<p>来年は2月29日か。</p>
委員	<p>これがこのまま出るのであれば、2020年2月頃まで、という文言になっているんですけども。</p>
事務局	<p>市の方でアナウンスするときには、いつまで使えます、というアナウンスをきちんとさせていただくと思います。さすがにそこは、いつまで使えます、と言わないと、皆さん同じような質問をされると思います。</p>
会長	<p>これは内閣府のチラシですので、川西市のチラシでないのです。</p>
委員	<p>作り直すってことね。</p>
事務局	<p>勿論、川西市版として作り直しますので、これは多分一般用で作られた…</p>
委員	<p>いつまで使えるとかね。</p>
委員	<p>商品券に。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>それは全部市町村で、自分たちで決めろ、という話ね。</p>
委員	<p>やっぱり、商品券に書いてもらった方が分かりやすいですね。いつまで、とかね。</p>
委員	<p>2月末までここで使えて、全国的には3月末までなので、使えなくなったら、他市へ転居すれば、3月まで使える。</p>

## 審 議 経 過

(No. 10)

<p>会 長</p>	<p>まあ、小さな子供連れて引っ越しするのも大変ですし…。引っ越し代金とか。</p>
<p>委 員</p>	<p>そっちの方が高くつく。</p>
<p>会 長</p>	<p>個人情報の方に関しましては、無いでしょうか。 では、今回のプレミアム付商品券交付事務に関します個人情報の目的外利用につきまして、ご意見等も無いようですので、「諮問内容を可とする」という形で、よろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。 では、引き続きまして、諮問第59号について、審議をいただきたいと思います。 それでは、第59号であります、「健幸政策課」「国民健康保険課」「医療助成・年金課」「介護保険課」の担当者入室、お願いします。</p> <p>--(実施機関担当者 入室)--</p>
<p>会 長</p>	<p>業務時間外までお待たせいたしました、大変申し訳ございません。本日はありがとうございます。それでは、ご説明いただく前に、ご出席の皆様、簡単に結構ですので、それぞれ自己紹介いただければと思います。</p> <p>--(実施機関担当者 自己紹介)--</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>健康増進部 健幸政策課長 松本と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>同じく、健幸政策課 佐藤です。よろしくお願いいたします。</p> <p>国民健康保険課長 綿越でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>医療助成・年金課長 武富でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>福祉部 介護保険課長の福丸でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございます。それでは、諮問第59号「健幸マイレージ効果分析事務における個人情報の本人外収集及び目的外利用について」、実施機関の担当者から説明をお願いいたします。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>それでは、私の方から、座ってご説明させていただきます。 まずは、かわにし健幸マイレージの概要をご説明いたします。お手元に、かわにし健幸マイレージの新規参加者募集チラシをご用意しておりますのでご覧ください。 健幸マイレージにつきましては、30歳以上の川西市民を対象に、歩くことなどでポイントを貯め、貯めたポイントを商品券に交換できる、健康ポイント制度です。中を開いていただくと、参加の流れが掲載されております。この制度につきましては、昨年度から、新潟県見附市と千葉県白子町と連携しながら、成果連動型の契約を結び、同じ最終目標である、医療費、介護リスクの抑制を目指そうとしております。 今回の諮問の内容につきましては、この健幸マイレージ効果分析事務における、個人情報の本人外収集及び目的外利用について、でございます。 それでは、別紙「目的外利用について」をご覧くださいませでしょうか。</p>

本事業の実施にあたっては、現在、事業の効果分析のため、事業参加者の同意を得たうえで、参加者の医療費等情報を利用しているところです。しかし、事業参加者のみの情報では、市民全体に影響する医療費の増減理由を排除できません。具体的には、加齢に伴う健康状態の変動、診療報酬の改定による医療費増減など、健幸マイレージ事業以外にも、医療費に影響を与える要因は存在します。したがって、医療費削減効果が出ていたとしても、そのうち、事業効果がどの程度のものであるのか分析できません。

そのため、健幸マイレージ事業参加者以外の市民の情報を利用し、事業参加者と参加者以外の、市民の情報を比較・対照することにより、より精密な事業効果の分析を行うとするものです。

利用する個人情報の内容としましては、まず、健康増進部国民健康保険課が所管するものとしまして、国民健康保険医療レセプトの「宛名番号」、これは、川西市民一人一人に付している業務上の番号です。

それと「生年月」「性別」「決定点数」、これは、レセプトごとの診療報酬を算定したもので、「診療報酬額」は、決定点数を10倍したものとなります。

続いて、「診療年月」「入外種別コード」、これは入院と外来を区別するためのコードです。

続いて「疾病分類コード」、これは、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一基準として、広く用いられている、疾病を、121種類のコードに分類したものでございます。川西市の国民健康保険被保険者全員の中から、比較対照群のレセプトデータを抽出します。

続いて、特定健康診断データの「宛名番号」「生年月」「性別」「腹囲」「収縮期血圧」、これは、血圧を測るときの最高血圧です。

続いて「拡張期血圧」、これは同じく、血圧測定時の最低血圧です。

続いて「中性脂肪」「空腹時血糖」「ヘモグロビンA1c」、これは、ヘモグロビン中の糖化ヘモグロビンの比率であり、過去1～2カ月間の血糖値の高さを反映するものでございます。

続いて「HDLコレステロール」、これは、血中の余剰なコレステロールを肝臓に運搬するもので、俗に善玉コレステロールと呼ばれます。

続いて「LDLコレステロール」、これは、肝臓で合成されたコレステロールを全身に運搬するもので、俗に悪玉コレステロールと呼ばれます。同じく、川西市の国民健康保険被保険者全員の中から、比較対照群の特定健診データを抽出します。

続きまして、福祉部介護保険課が所管します、介護保険給付費の「宛名番号」「生年月」「性別」「サービス種別コード」、これは、訪問介護等の介護保険のサービス種別ごとに振られている、2桁のコードです。

続いて、「サービス提供年月」「介護保険給付額」「介護認定の宛名番号」「生年月」「性別」「要介護状態区分」です。川西市の介護保険被保険者全員の中から、比較対照群のデータを抽出します。

続きまして、もう1枚目の別紙「本人外収集について」をご覧ください。

本人外収集ということで諮問をお願いしていますが、こちらは、後期高齢者医療のレセプトを所管しているのが、実施機関の外部にあたる、兵庫県後期高齢者医療広域連合であるため、外部の機関から個人情報を収集する場合に該当するものでございます。

そのため、目的、対象となる個人情報につきましては、目的外利用と同様でございます。

収集する個人情報の内容は、後期高齢者医療レセプトの、「宛名番号」「生年月」「性別」「決定点数」「診療年月」「入外種別コード」「疾病分類コード」でございます。

川西市に居住する後期高齢者医療被保険者全員の中から、比較対照群のデータを抽出いたします。

個人情報を利用するにあたりましては、利用する個人情報について、業務の目的の範囲内でのみ使用し、第三者への提供を行わないこと、利用する個人情報について、紛失、毀損、漏えいが起こらないように、厳重に管理をまいります。

分析にあたっては、業務委託を行います。分析を委託する業者においても、市と同

## 審 議 経 過

(No. 12)

	<p>等の個人情報保護措置を取るものとしております。</p> <p>また、委託業務の完了後は、速やかに個人情報を復元できない形で廃棄するものとしてます。</p> <p>付け加えまして、今回取り扱おうとする個人情報は、「病歴」「健康診断」の結果を含むものであり、個人情報保護条例第2条第3号に定める要配慮個人情報に該当するものでございます。</p> <p>そのため、個人の権利利益を侵害しないよう、目的達成のために必要のない個人情報の提供が行われないうに、配慮をする必要がございます。</p> <p>個人情報の内容で言いますと、事業効果の分析のために、氏名や被保険者番号などの情報は必要ではないため、利用・収集を行いません。</p> <p>また、不必要な個人の識別につながるおそれがあるものとして、生年月日の情報は、「日」の情報を削除し、「生年月」の情報として利用を行います。</p> <p>その都度、値が変わるため、個人の識別にはつながらないと考えられること、医療に関する統計分析に用いるため、なるべくそのままの数値を利用したいことから、「決定点数」「特定健診データ」については、加工を行いません。</p> <p>「疾病分類コード」につきましては、市内で1件しか存在しない場合は、個人が特定しかねないので、抽出いたしません。</p> <p>なお、利用・収集する個人情報の本人への通知につきましては、健幸マイレージ事業参加者の比較対照群として、国民健康保険被保険者数が最大約32,000人、後期高齢者医療被保険者が最大約26,000人となり、本人通知を行うことは困難であるため、通知を省略しようとするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>今、説明受けたんですけどね。大変難しいというのが、私個人の感想なんです。要は、健幸マイレージに参加されている方と、参加されていない方が居られますわね。参加されている方は少ない。参加されていない方が多いです。そういった方々の健康状態とか、そういった病院へ行かれている方とかを、比較検証したいとか、分析したいというのが、目的なんですね。</p>
実 施 機 関	<p>はい。</p>
委 員	<p>今回、その個人情報を得たいというのが、30歳以上の方の川西市民全員の方を対象にされているんですか。</p>
実 施 機 関	<p>今回については、全員を対象とする、という形になります。</p>
委 員	<p>川西市内の、全住民を対象にされているわけですか。</p>
事 務 局	<p>被保険者ですかね...</p>
実 施 機 関	<p>はい。被保険者です。ごめんなさい。全住民ではなくて、国民健康保険、後期高齢、介護の被保険者になります。</p>
会 長	<p>年齢は関係なしですか。</p>
実 施 機 関	<p>はい。</p>
委 員	<p>年齢がね、健幸マイレージに入っている方、また今年も募集されるのだけど、30歳以</p>

## 審 議 経 過

(No. 13)

	<p>上の方が対象なんでしょ。</p>
実 施 機 関	<p>はい、そうです。</p>
委 員	<p>それ以下の方は対象外。その対象外の方の個人情報も必要なんですか。</p>
実 施 機 関	<p>実際、比較する時は、例えば30歳の方と、30歳市民の被保険者の方で、30歳代の、似た分布、例えば、医療費が近い形でかかって来た人とのマイレージ参加者と、参加されていない方の比較をしていきたいな、と思っています。</p>
委 員	<p>より精密な事業効果の分析を行っていききたい、ということについて、具体的にどんなことが分かるのか言っていただくと、30歳以下も必要だと分かるかと思うのですが、具体的に、我々にどんなことが分かるんですか。</p>
実 施 機 関	<p>すごくシンプルに言いましたら、冒頭で趣旨説明させていただいたんですけど、医療費の抑制と介護リスクの軽減というのを目指して、マイレージを行っているんですけど、例えば、マイレージに参加するとき、医療費リスクが同じような、私でしたら40歳の市民ですと、マイレージに参加する前と、参加してからのデータを、他の被保険者の方と比べ、結果として、翌年に、私の医療保険費が10万円かかりました、他の対象者の引っ張って来た平均が、15万円かかりました、となったときに、その差が、おそらくマイレージの効果になっていくんじゃないかと。その時の比較として、その医療費がどれだけかかってきたかとか、諮問の内容にもあるように、生活習慣病的な血糖値で測ったり、ヘモグロビンとか、そういったところで、比較するような材料を集めていく、というのが、大きな括りかな、と思っているんですけども。</p>
委 員	<p>それで、いろんな情報を得られて、それに基づいて分析をされる。その結果を、どういう形で市民の方に流そうとされているのか。それとも、おたくの機関の中で、情報をストップされるのか。</p>
実 施 機 関	<p>結果につきましては、ホームページ等で公表はしていきたいと思っております。</p>
委 員	<p>ホームページ並びに市の広報誌等いろんな物を通して、情報を開示していきたい....。</p>
実 施 機 関	<p>広報までは紙面の都合もございまして、ホームページ等で公表をできれば、と思っております。</p>
委 員	<p>範囲が狭いね。ホームページであれば、広報であれば全住民に配布されるから、一目瞭然で分かることがあるんだけど。</p>
実 施 機 関	<p>その辺りも、今後、載せられる方向で進めたいと思っています。</p>
委 員	<p>対象の期間は、いつからいつまでとか、これ始まってから、結構、3年位経っていますよね。その各年度ごとにされるのか、それとも、今年度だけやりますとか、対象期間はどんなんですか。</p>
実 施 機 関	<p>今回のものは、昨年度(平成30年度)から参加された方について、来年度以降に分析をしようとしておりました、昨年度から参加された方については、5年間分ですね。今年から参加された方は、4年間分。その来年度から参加された方については、3年間分、2021年度分までを分析していきたいというふうに考えております。</p>
委 員	<p>マイレージの人数は何人ぐらいになるのですか。</p>

## 審 議 経 過

(No. 14)

実 施 機 関	<p>昨年度の新規募集は、およそ920人。今でしたら922人ぐらいおられるので、今年は1,000人募集ということで、来年は募集人数1,000人になるのかは、これから決めていきたいと思っております。</p>
委 員	<p>健康状態とか、あるいは検査結果という、要配慮個人情報を、統計分析するために、匿名化された形で加工情報を作ろう、という話だと思いますが、今回のマイレージの運営事務局っていうのは、株式会社タニタヘルスリンク内にある。</p> <p>実際、タニタさんの方で、こういった匿名化された加工情報を作ったりされるのか、それとも、川西市の方でやれるのか、という点が、まず一点。</p> <p>あともう一つが、匿名化されたものをタニタさんが、他の自治体の物も色々持っていたりとかして、それをまとめて日本全国の、とかいうようなことを、おそろくされたいんだらう、と思うんですけども、その川西市の情報は、その後どうなるのか。その辺りについて、教えていただけますでしょうか。</p>
実 施 機 関	<p>今回の委託事業は、タニタヘルスリンクの合同会社を通じて委託しているものであり、そこが、参加者の歩数であるとか、体組成のデータとかを持っているんですが、今回の国民健康保険の情報ですとか、後期高齢の情報というのは、別の会社に、同じ合同会社なんですけど、再委託することとなっております、(タニタヘルスリンクとは)別の会社に委託をすることとなっております。</p>
委 員	<p>そこでの情報管理の在り方等については、どのようになっているのでしょうか。</p>
実 施 機 関	<p>そちらとの契約の際には、情報漏洩等、先ほど申したことが守られるように、契約を交わしていただきたいと思っておりますし、今回の事業の契約が終わった段階では、きっちり処分をしていただくということで、進めていきたいと思っております。</p>
委 員	<p>僕の場合、比較対照されるため、結局、健幸マイレージに管理して、運動していたら、数字が良くなりますよ、というような話で、何もやっていない人と比べたら健康、ということが知りたいわけですよね。けれど、変わらない...データ採ったけど、そんなに違いが無かった、となった場合、どうなるのでしょうか。</p>
実 施 機 関	<p>そこを見るために、分析をして、この事業の効果を見ていきたいと思っております...</p>
委 員	<p>その代わりに、あまり大差が無かったら、これ自体どうしましょう、という話になるんですよね。</p>
実 施 機 関	<p>そういうこともあり得ると思います。</p>
委 員	<p>分析しないと分からない、というやつやね。</p>
実 施 機 関	<p>そうです。</p>
委 員	<p>その結果を見て、健康な方がそういった医療費が減ってきている。なら、健幸マイレージ参加者を増やしていこう、というような考えも、どこかにあるかも分からないしね。</p> <p>それと、ちょっと分からないことがあります、今ここに書かれているんですが、利用する個人情報の内容で、ずらっと、書かれている。いろんな部署の所に、情報を求めておられると思うんですけど、これぐらい必要なんですか。分析しようと思えば...</p>
実 施 機 関	<p>今回、国民健康保険と後期高齢のデータで分析しますが、(公的医療)保険は他にもありまして、やっぱり、市で(医療費の分析のために)出来ることが、この2つの健康保険</p>

## 審 議 経 過

(No. 15)

	と、あと介護(保険)になるのかな、と思っております。出来るだけたくさんの方を、今回、分析対象にしないと、分析上効果が出ないかな、と思っておりますので、このようにとらえております。
会 長	他に何かございませんでしょうか。
委 員	1000人参加申込で、他の年度も、何人が申し込んで…。知らないのですが、統計学上、この企画をするのに、必要・有効な比較対照者数の数字は、どのくらいなんですか。今、もらおうとしている数字と、対象者とは、マッチングしているんですか。
実 施 機 関	分析しようとしている参加者に対する参加分は、およそ一人当たりの3倍から5倍ぐらいを想定しているんですが、似たような年齢との比較、ということが必要になるので、きちり3倍から5倍だけの情報でいいかという、そこが全部と比べないと、比較分が得られないということ…。
委 員	3倍から5倍が有効で、念のため、今、対象は何倍ぐらいなっていますか。
実 施 機 関	全体として…全部っていうことで。
委 員	全部というと、何名いるのですか。
実 施 機 関	最大では、先ほど…。
委 員	おっしゃっていましたね。26,000人…
実 施 機 関	そうです。後期高齢が26,000人と、国民健康保険が30,000人。
委 員	統計学上、根拠が出てくるわけですか。
実 施 機 関	そうですね。そこで医療費を見ていきますので、今回、生活習慣病が原因で、医療費が上がっているのか、運動とかにつながるもので、医療費が上がっているのか、同じ方でも、複数の疾病を抱えている方もいらっしゃるの、こちらが見たい、生活習慣病や運動機能じゃないもので上がっている人については、比較対照群からは外したいと思っておりますので、そこを見るには、比較群が必要かなあということを思っております。
委 員	一番初めに質問があった、30歳以上、という所ですけど、この比較だと、30歳以上の方が申し込まれて、多くの情報を取ってもいいよ、ということで、30歳になってからの分も、その方のものをもらうんですね。
実 施 機 関	そうです。はい。
委 員	その比較対照になる人も、やっぱりそうすると30歳以上ってことに…。
会 長	他に何かございますでしょうか。
委 員	これ、一度申し込んだら、二度目は対象外になるのですか。
実 施 機 関	一度申し込まれたら、ずっと退会されなければ継続でして、ご自身のご事情で退会されれば、次は持ち越せないという形に。
委 員	でも今回は今年のみ、対象は、以前の方は違うんですね。

## 審 議 経 過

(No. 16)

実 施 機 関	<p>以前の方も、参加はしていただけるんですけど、分析の対象にはならない。本年度からの方から。</p>
会 長	<p>他にございますでしょうか。</p>
実 施 機 関	<p>先ほど、委員から指摘のありました、ちょっと回答出来ていなかった所があって...。匿名化するのは業者なのか、事業実施体である私どもか、ということですが、そこは、市の方で匿名化処理を行いたいと思っております。匿名化した上で、サービス事業体の方にデータを送る、ということで考えておりますので。</p> <p>データをバラバラで(分析)するのか、という質問がありましたか...。川西市でやっている、広域自治体でやっておりますので、さっき言いました川西市と、新潟県見附市と千葉県白子町の、2市1町で連携して、やってるんですけど、その情報が一つの自治体か、合体か、の質問がありましたか...。</p>
委 員	<p>私、若干似ているような質問しました。</p> <p>他の自治体とデータの照合って、なるべく、タニタさんの側としては、色んなものを集めたいのではないかと。ということで、そうすると、川西市の情報が、別の形で再利用とか、そういうことがあるのか、という趣旨の質問させていただきました。</p>
実 施 機 関	<p>今回は、あくまでも川西市のデータを出して、契約の内容にもあるんですけど、基本的にはデータ分析をして、終われば、廃棄なり返還なりしていただきますので、川西市のデータが残ったまま、違う所の違う事業で分析される、というのは、考えてはいないんですけども。</p> <p>例えば、一般的な一つのある団体のデータとして、こういった結果になっています、とかいうような報告等は、医療費の分析を行う上で、当然、他の自治体も色々やっているところもありますので、他の例として、川西市の名前は出てこないのんですけども、一つ、こういった効果実績があった、という例としては、出てくるのかな、と思っております。</p>
委 員	<p>データをそちらの方にわざわざ紹介する、という形になるのですか。</p>
実 施 機 関	<p>当然、データを渡して分析をするんですけど、先ほど言いました広報等で、結果なりは市民の方にお知らせしますので、そういった情報...川西市でこういう効果がありましたよ、というのは、それを見て結果が出ることによって、使われることはあるのかな、と思うんですけど、それが細かい個人情報までどうのこうの、という話にはならないです。</p>
委 員	<p>そうすると、今回川西市として行うことは、まず、健康状態あるいはその検査数値に関しての、統計、あるいは、分析された後の結果というものを匿名化した形、匿名加工情報を作るってことがまず一点だと思いますけど、作られたその匿名加工情報を、タニタさん、あるいはそれ以外の再委託された会社に提供するというのも、今回の件に含んでいると思っておりますけど、その提供に際して、どれくらいの安全配慮っていうか、なされているのかというのが、多分この個人情報保護との関係でポイントになっているのかなと、そういう気がしております。</p>
実 施 機 関	<p>通常の委託契約の中には、当然私どもも、市民の方の個人情報を扱いますので、川西市個人情報保護条例に基づいて、当然事業は行っておりますし、委託契約の中にも、委託業者には、市と同じようなレベルの扱い、というのを、契約書に書きますので、その中で匿名化されないような措置を私どもがして、個人が特定できないような形で業者には渡しますので、その部分は、一定担保されているのかな、と思っております。</p>
委 員	<p>ありがとうございます。</p>

# 審 議 経 過

(No. 17)

<p>委 員</p>	<p>事務局にも確認したいんですけど…。</p> <p>この「利用する個人情報の内容」という項目が毎回ございまして、この言葉の意味なんですけども、先ほどやり取りの中で、「氏名」は川西市の方で抽出しない形で、データを作りたいと「思う」というような言い方だったんですけども、私の認識としては、ここに「氏名」とか無い以上は、当然、「氏名」は使わないように、向こうの業者にいかない、という前提で見ておったんですけども、その答弁の内容からしたら、「思う」というような話だったので、位置づけがよく分からないというか、「氏名」が入っていないのは、それは当然のことだと私は思っていたので、仮に、「氏名」が外部業者の方に行くということでしたら、別途、この審議会の審議が必要なんじゃないかな、と思っているんですけど、その辺は、どのように理解しておければよろしいのでしょうか。</p> <p>「思っている」ということが、答弁にちょっとまずかったと思えば、それでいいんですけど…。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>「思う」と言ってしまったのであれば、そちら、訂正させていただきます。</p> <p>冒頭の説明でも申したとおり、「氏名」「被保険者番号」などの情報は必要ないので、利用いたしません。</p>
<p>委 員</p>	<p>ということですね。外部業者にも、そもそも行かない。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>はい、行かない。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、どうも実施機関の担当者の方々ありがとうございました。ご退室をお願いします。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>--(実施機関担当者 退席)--</p>
<p>会 長</p>	<p>では、諮問第59号に係ります、個人情報の取扱いにつきましてのご審議をお願いいたします。この件については、本人外収集と目的外利用の両方がございますので、まず、本人外収集につきましては、本人から収集することにより、事務の性質上、その目的達成に支障が生じる場合があるのか、あるいは、円滑な実施を困難にするおそれがあるかについてが、問題になると思います。</p> <p>目的外利用につきましては、先ほどと一緒で、当該個人情報についての目的外利用をすることに相当な理由があって、かつ「本人の権利利益を不当に侵害しない」ということが要件になって、これがあるかどうかとなると思います。</p> <p>本人通知の必要性については、先ほどありましたとおり、対象多数の方なので、本人通知はしないということだろうと思います。</p> <p>どうぞご自由にご発言いただいて、ご意見等いただければと存じます。</p>
<p>委 員</p>	<p>ちょっと、堅い話になってしまいますけど、国の方の個人情報保護法とかでは、法改正がされて、積極的に利活用していこうという、そういう中で匿名加工情報みたいな物を使って、どんどん使えるようにしようという流れがあるんですけども、こと川西の条例に関しては、特に目的規制で、そこまで積極的に、というような書き振りにはなっていないくて、市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする、という程度にとどめられている中で、どういうふうに向き合ったらいいのかということですね。</p> <p>今回のマイレージのために、匿名化されているのだから、そういう加工情報を積極的に使っていていいんじゃないか、という考え方が、一方ではあると思うし、それも時代の流れだと思うんですけど、この条例との整合性というか分からないんですけど、どういうスタンスで、望んだらいいのか、というのがちょっとだけ気になって。</p>

## 審 議 経 過

(No. 18)

会 長	<p>国の個人情報に関しましても、非識別加工情報については大量データということで、ビッグデータの利用が自由にどうぞっていわけでは決してないわけでは、一定の制約は当然掛かっているところです。これ、各自治体に、どういう対応をするかというのは任されています、情報公開審議会のメンバーいわく、自治体にお任せと。条例改正して、非識別加工情報を利用しやすくするのならそれでもよし、そうでないのなら、こういう場をもって、一つひとつ案件をチェックしてもらうという方法で対応してもらっても結構です、ということらしいです。兵庫県、川西も兵庫県にありますから、兵庫県の姿勢は、県条例も改正は特にはしないと。個別の案件ごとに審議する、という対応にするというのが、県で審議した内容になっています。</p> <p>条例を変えるときに、どこ変えていいのか、実はものすごく不明確。要するに、この個人情報保護条例もそうなんですけど、元々保護するために使ったらダメやという、規制の条例なんですよ。ところが、非識別加工情報となると、どんどん使って下さいとなっちゃって、ベクトルが逆に行ってしまうので、条例をどう改正していいのか、分かんないってことなんですよ。それに対する指針を国が出せるかっていうと、必ずしも出せないってのが、回答のよう。だから、自治体にお任せってことのように。多くの自治体は、条例改正せずに、個別案件ごとにこういう形で審議してもらおうと。先ほどありましたように、相当の理由があって、かつ個人の権利を不当に侵害しないかどうか、というのを、一つずつチェックするということのように。</p>
委 員	<p>個人的な意見としては、目的もまあ非常に時代に即した、説得的な目的だと思いますし、そのために集めようとしているデータも、必ずしも不当に広いものというふうにも感じなかったですし、安全配慮の部分については、ちょっと私個人にとっては説明不十分な所もありはしたんですけど、おそらく多分フォーマットみたいなものが、これまで他の事例とかあるものを、多分そのままお使いになるんだろう、ということで、まあそれほど気にはならなかったというのが、正直な感想ではあります。</p>
会 長	<p>まあ、非識別加工情報といいますが、どこまで本当に非識別なのかというのは、微妙な範囲は微妙な範囲。特に、この医療情報に関しましてはセンシティブ情報でもありますので、難しいって言えば難しい。本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるかどうか、ということで、認められないと言えなければならぬんですけど、実際、なんかのパターンで探してしまうと、ひょっとしたら、本人識別できてしまうかも分からない。</p>
委 員	<p>特に高齢者ですと、生年月で特定できるとかですね</p>
会 長	<p>あるかも分からない。</p>
委 員	<p>そうですね。</p>
事 務 局	<p>一応ですね、先ほど、実施機関が説明していた中でもありましたとおり、事業の参加者に近い年齢の方で探してきますので、話で聞いたら、100歳超える方とかの参加は、特に今のところはないらしいので、上はそこまで目立つような年齢の方っていうのは、あるわけでないとは聞いています。</p>
委 員	<p>ただ、その参加されていない人の情報を集めることこそが、今回の一番の...</p>
事 務 局	<p>参加されてない方も、参加されていた方の年齢の、前後の方の年齢を引っ張ってきていますので、一番上の年齢の方は、私、そこまでは年齢は聞いていないんですけども、例えば80歳の方が一番上としたら、その前後の方までしか引っ張ってこないで、例えば105歳の方とか入ってくることはないです。</p>
委 員	<p>ちょっと、いいでしょうか。この場合、30歳以上の川西市民であれば、誰でもいいって</p>

## 審 議 経 過

(No. 19)

	<p>ことですよ。ということは障がい者の方とか、そういう方も対象として、やっぱりそのデータというのですか、そういうことになるのですか。</p>
事 務 局	<p>ちょっと、そのところはすいません。実施機関の人が出てしまったので、</p>
会 長	<p>介護保険の給付も入っていますから、要介護者も入りますので、</p>
委 員	<p>入ってます。</p>
会 長	<p>全く入っていないとは言えない。</p>
委 員	<p>言えませんよね。</p>
会 長	<p>だから、もしかしたらこの中に、要介護者であるとか、障害者もおられるのだろうということだと思っんですけど、その辺はよく分からないですけど、 ただ基本的に、国民健康保険のレセプトであったり、介護保険というのが給付対象者であったり、あるいは、後期高齢者というところからというと、障がい者認定があるかないかは、分からないですね。</p>
委 員	<p>分かりません。</p>
会 長	<p>分かりませんね。それを比較するかどうか分からないですよ。そこは、対象情報に入っていない。</p>
事 務 局	<p>すいません。ちょっと先ほどの話なんですけども、ちょっと私も勘違いしておりまして、元々の対象者自体は、被保険者の人を抽出の元データということで取り扱いますので、そのデータの中の方となると、確かに抽出対象として用いるかどうかとは別として、利用するデータの中には、確かに高齢の方というのはいらっしゃる可能性はあります。そこは訂正させていただきます。</p>
会 長	<p>まあ、対象として26,000とか33,000とかありますから、数は膨大ではあるので、どういう形でそれが非識別化されたら特定できるか分からないですよ。識別可能情報は、全部抜いて、とおっしゃっていましたから。</p>
委 員	<p>ですから、統計とか資料的なものを作って、識別できてしまうようなものがあつたりとかしたら、その部分については提供しなかったり、あるいは網掛け...網掛けって言ったらデータとは違うのか。そういうような形になるのでしょうかね。例えば、生年月までいくと、生年月、男性となったら川西のこの人だねって、そういうことはあり得るでしょうから、そうなってしまった場合は、それについては、タニタさんには提供しない、ということになるのでしょうかね。</p>
委 員	<p>今のまま審議が通れば、それも全部提供される。</p>
会 長	<p>そうですね。</p>
委 員	<p>私が思うのは、分析とかしたら、業者の中で、色々な守秘義務等がある中でやるんでしょうけど、この分析結果を、なんらか市民にアピールするときに、先ほどの話につながるんでしょうけど、比べるときに、公表の仕方次第では、市民の方の目に触れるような形に、そこは配慮するとは思っんですけど、審議としてここを通ったら、そこに関しても、利用の一形態として、分析の次のフェーズで利用する、ということについては、我々はそれを審議でOKした、という話になるかな。</p>

## 審 議 経 過

(No. 20)

委員	その点については、一言、釘を刺しておいた方が良かったりとかはしませんか。
会長	分析データの公表方法。
委員	反対に、担当窓口としては、分析した結果を、やはり市民にPRしたいんですよ。
会長	出さないと、分析する意味が無いですよ。
委員	その公表するときの手法として、氏名は無くても、先ほど特定できるような比較対照として持ち出すときには、そういう情報は...
会長	示さない。
委員	示さない、というぐらい、どこかに。
委員	どっかで押さえておかんと、ここで了解いただいたから、情報提供しますよ、となってしまうと困るしね。
委員	はい。
会長	分析するために、本人外収集し、目的外利用をすることについては、認めるけれども、その分析結果を公表する際には、更に、本人特定が不可能なデータでの公表の仕方を求める、という形で、とりあえず、ここでの本人外収集と目的外利用は認めるかな、ということになると思います。こういう、ビッグデータを使って色々やる、というのは嫌いですね。EUはすごい規制されている。
委員	そもそも論、実施機関として、どこまで利用について審議を求めているのかなあ、ということもありまして。この利用目的の所を見ると、「より精密な事業効果の分析を行おうとするものです」で、止まっているので。
会長	分析するレベルであるならばね。
委員	そうなんです。そこまでの利用についての審議ってことであれば、別に留保は要らないかな、と思います。先ほど我々が想像したような、分析結果を踏まえて外部に公表する、という形での利用を含んでいるのであったら釘を刺しとかなければいけないのかな。そもそも、どっちなんのだろうなあ。
事務局	事務局が聞いている分では、一応、その分析してもらった結果について、やはり公表するってフェーズが、当然あるというふうには聞いています。
委員	なるほど。
会長	じゃ、その一言必要か。
委員	公表するために、分析されるのでしようなあ。
事務局	そうですね。事業上の目的自体が、ソーシャルインパクト・ボンドに近い形になるので、結局、事業実績に応じてお金を支払われる、というふうにも、ちょっと聞いていますので、その辺の効果分析を、明確でなくてはいけないとは思いますが、

## 審 議 経 過

(No. 21)

委 員	公表するっていう形で、利用するときに、別途、審議会を開くってことでは、ダメなんですか。
事 務 局	ちょっとそれは、実施機関と相談してみますけど。
委 員	どっちかだと思うんですよ。ちょっと、広すぎるっていうか。
事 務 局	確かに。実は、実施機関も、どこまで分析がどんなふうになされて、自分たちの成果としていただけるのか、ってことが、まだ...
会 長	分からない。
事 務 局	予測がつけていないってことが、本当のところですので、多分、そこはおっしゃるとおりだと思います。
会 長	だから、留保とするのならね、「分析結果を入手した際の公表については、別途、諮問にかける」という形の留保を付けておく、というのも、一つの手ではあります。
委 員	それが一番良いと思うんですよ。
会 長	「留保付きの可」という形で取り扱うしかないかなぁ、という気はするのですが、如何でしょうか。その場合、公表について、何に行くかだよ。目的外利用ではないし、だから実際、行ったとしても、分析結果を公表する際には、本人の権利利益に対する侵害の可能性がある、ということで、もう一度、どこまで公表するのかについての諮問をかけていただきたい、という要望を付けておくと、10条2項4号の関係を見ると、問題発生の可能性があるので、公表に対しては、もう一度ここで意見を聞く、という形を取ってもらいたいという方法で、今回は分析に出すということに関しては「可」とすると。
委 員	それでは、特定されないような、そういうような方法、こういうことでやります、とかいうことをはっきりすれば、結局、特定されなければいいのですよね、特定されなければ、特定されないような方法というか、そういうふうなシステムっていうのか、そういう物を、計画してもらおう。
会 長	と、いうのか、マイレージに参加している人が、どんな人が分からないから、比較対照する訳でしょ。
委 員	はい。そうですね。
会 長	比較対照したときに、マイレージの参加者に対する比較対照者が特定されてしまう可能性が、無いとは言えない。まさに抽出しても、同年代の人が複数いるか、複数いたときに、例えば、一番近い人と言われてしまうと、この人だと言える可能性があるだろう。そういうふうな公表のされ方でやると...
委 員	そういう場合だったら、外すとか。
会 長	それしたら比較してない。できないことになっちゃう。分析できなくなっちゃうから。だから、ビッグデータを使うとき、大体、そこで引っかかるんですよ。
委 員	ひっかかってくるんですよ。
会 長	本当に、非識別化というのは、大きな問題があるのですよ、これは。

# 審 議 経 過

(No. 22)

委 会 員 長	<p>こちらの方に差し戻しされても、そんな状況によっては、</p> <p>それを公表するなっていうことは、ここで言えますから、本人の権利利益に対する、重大な侵害に、本人が特定されますので、こんだけ医者にかかっているやないか、とかね。こんなに血圧、あるいは、コレステロール数値の比較で、問題が出ているので、とは言えますから。</p>
委 会 員	<p>それだけは、やめてくれと。</p>
委 会 員 長	<p>これは外してほしい、と言えますから。</p>
委 会 員	<p>ま、そういうことですよ。</p>
委 会 員 長	<p>多分ね、そんな本当にうまい話は、おそらく無いのですよ。参加している人間、分かりますから。</p>
委 会 員	<p>あ、そうなんですか。</p>
委 会 員 長	<p>歩いてはったりして、あの人参加してはるな、ってこと、まずは町内で分かりますよね。</p>
委 会 員	<p>分かりますよ。そりゃ。</p>
委 会 員 長	<p>という形で、とりあえず、「留保付けた可」という形で、今回の諮問に対する答申は、こ こは、あくまでも分析のための用いるという所までですよ、ということで。 また、その文案は送っていただければ、チェックします。</p>
事 務 局	<p>ひとまず、分析までの部分で、後は留保を付ける形で、ということですね。分かりました。</p>
委 会 員 長	<p>という形で、今回、第59号案件は、答申させていただきたいと思います。また、この答 申案につきましての文言は、事務局と私の方にてチェックさせていただきましたら、処理 させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>他に無いようですので、何か事務局の方から。</p>
事 務 局	<p>そうですね。今のところは、ここでお伝えする事はございません。</p>
委 会 員 長	<p>次回については、分かっている。</p>
事 務 局	<p>近々、案件自体はあるんですけど、まだ、ちょっと案件が確定させられてない部分があ りますので、次回近々あるかもしれないですけど、そのご案内の時に、ちょっとこういう案 件が出てまして、という事について、ご説明させていただけたらと思います。</p>
委 会 員 長	<p>近々あるか無いか、微妙ではありますが、本日は長時間にわたり、2件の諮問案件に ついてご審議いただきましてありがとうございました。それでは、本日の会議、これで終 了させていただきます。どうも、ありがとうございました。</p> <p>閉会</p>